

令和6年度（2024年度）

吹田市留守家庭児童育成室及び放課後キッズスクエア 入室案内

申請方法：オンライン手続（電子申請）による受付

※前年度の利用の有無にかかわらず、
毎年度申込みが必要です。

申込ページはこちら→



目次

1	留守家庭児童育成室と放課後キッズスクエアについて	1
2	留守家庭児童育成室の入室申請基準について	3
3	延長利用について	3
4	利用料の支払いについて	4
5	入室申請の受付について	4
6	必要書類について	5
7	利用料減額・免除について	6
8	配慮を要する児童の申請について	6
9	入室申請後の各種手続きについて	7
10	勤務（内定）証明書・診断書記入の際の注意事項について	7
11	おやつを提供を中止する場合	8
12	その他	8
13	よくある質問	8～9
14	留守家庭児童育成室及び放課後キッズスクエア実施一覧	10

1 留守家庭児童育成室と放課後キッズスクエアについて

(1) 留守家庭児童育成室とは

保護者が仕事などで保育できない児童を対象に、全ての市立小学校に留守家庭児童育成室を設置し、適切な遊び及び生活の場を提供し、児童の状況や発達段階を踏まえながら、その健全育成を図ります。

(2) 放課後キッズスクエア（令和6年度）とは

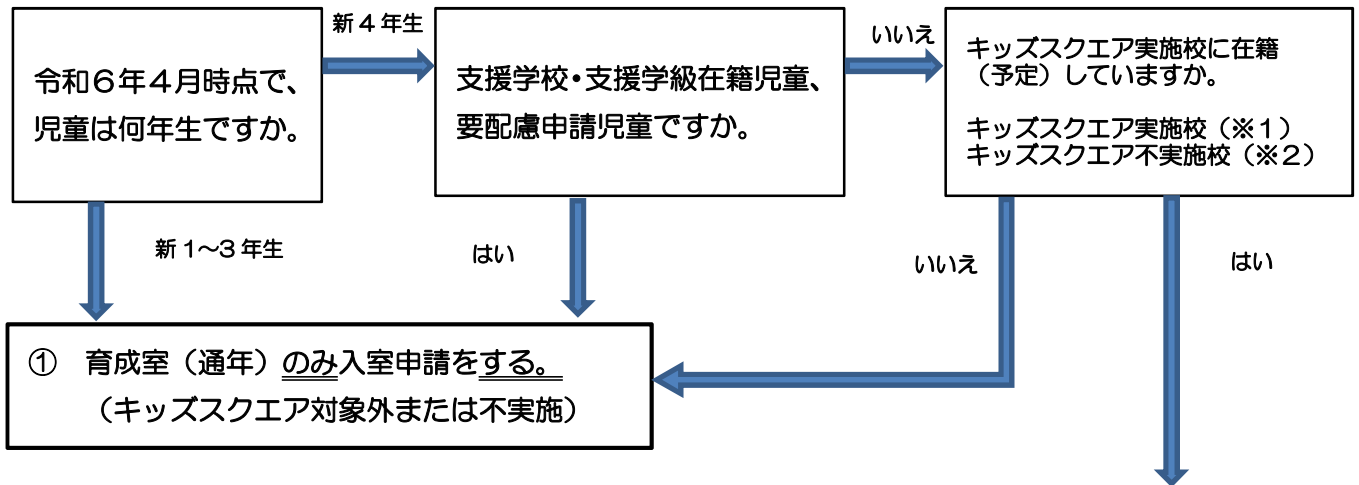
留守家庭児童育成室の入室申請基準を満たす児童を対象に、放課後の安全な「居場所」を提供し、自主学習や遊び等、児童の自由な活動の見守りを行います。

内容	留守家庭児童育成室	放課後キッズスクエア
実施場所	市内の全小学校内 (千里丘北育成室は小学校の隣地) 〈直営育成室〉20育成室 〈運営委託育成室〉16育成室	令和6年4月1日現在で留守家庭児童育成室での待機児童が生じている11小学校内 一部長期休業中のみ実施
	※巻末の一覧を御覧ください。	
対象児童	留守家庭児童育成室の入室申請基準を満たす1～4年生 4年生当初時から継続して入室している配慮を要する5、6年生	留守家庭児童育成室の入室申請基準を満たす4年生
開室日 開室時間	<ul style="list-style-type: none"> ・月曜～金曜：放課後～午後5時 ・小学校の休業日（代休日、長期休業等） 午前8時30分～午後5時 ※一部の運営委託育成室は、長期休業中は午前8時から開室。 ※延長保育利用の場合 〈直営育成室〉午後6時30分まで 〈運営委託育成室〉午後7時まで ・第4土曜日：午前8時30分～午後5時（延長保育なし） ※第4土曜日が祝日の場合は休室 	<ul style="list-style-type: none"> ・月曜～金曜：放課後～午後5時 ・小学校の休業日（代休日、長期休業等） 午前8時30分～午後5時 ※延長利用の場合、午後6時30分まで
休室日	<ul style="list-style-type: none"> ・土曜日（第4土曜日を除く）、日曜、祝日、国民の休日 ・令和6年12月29日～令和7年1月3日、3月31日（令和6年度最終日） 	<ul style="list-style-type: none"> ・土曜日、日曜、祝日、国民の休日 ・令和6年12月29日～令和7年1月3日、3月31日（令和6年度最終日）
長期休業のみの利用	なし（通年での保育を前提としています。）	あり（通年利用か長期休業のみの利用かを選択してください。）
利用料	<ul style="list-style-type: none"> ・保育料：月額4,000円 ・延長保育料：月額1,500円 ・おやつ代： 〈直営育成室〉月額2,000円 〈運営委託育成室〉育成室により異なります。詳細は各育成室にお問合せください。 ※保育料と延長保育料は、きょうだい同時在籍の場合、2人目以降半額。おやつ代は、半額なし。 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用料：月額1,000円 ※延長利用料を含む。 ※利用料は、きょうだい同時在籍の場合、2人目以降半額。
おやつ	各育成室にて発注し、提供します。	各スクエアでは提供していません。 一日100円程度以下のものを各家庭で用意し、持参することができます。

※支援学校在籍児童、支援学級在籍児童、要配慮申請児童については、「指導員等による保育を必要とする」という観点から放課後キッズスクエアを利用することはできません。

(3) 留守家庭児童育成室・放課後キッズスクエアの申請フロー【重要】

児童の学年や小学校によって、申請区分が変わります。必ずフロー図を確認してください。



- 【以下のいずれかを選択してください】
- ② 育成室(通年)の入室申請をする。
入室保留(待機)となった場合は、キッズスクエア(通年)の入室申請をする。
 - ③ 育成室(通年)の入室申請をする。
入室保留(待機)となった場合は、キッズスクエア(長期休業のみ)(※3)の入室申請をする。
 - ④ 育成室(通年)のみ入室申請をする。
入室保留(待機)となった場合は、育成室に空きが生じて入室できるまで待機する。
 - ⑤ 育成室(通年)の入室申請をしない。
キッズスクエア(通年)の入室申請をする。
 - ⑥ 育成室(通年)の入室申請をしない。
キッズスクエア(長期休業のみ)(※3)の入室申請をする。

※1 吹三、南、千一、千三、千里新田(長期休業のみ)、豊一、豊二(長期休業のみ)、片山、東山田、南山田、古江台

※2 吹一、吹二、東、吹六、千二、佐井寺、東佐井寺、岸一、岸二、江坂大池、山手、山一、山二、山三、山五、西山田、北山田、千里丘北、佐竹台、高野台、津雲台、藤白台、青山台、桃山台、千里たけみ

※3 長期休業とは、小学校の春・夏・冬休みのある「4月・7月・8月・12月・1月・3月」を指します。

☆放課後キッズスクエアについての説明は、吹田市役所のホームページにも掲載しています。

【QRコード】



2 留守家庭児童育成室の入室申請基準について

保護者が下記のいずれかの事情により児童の放課後の保育ができず、他に保育ができる人もいない場合に申請できます。(基準を満たさなくなった場合は退室していただきます。)

就労 (自営含む)	年間を通して、1か月当たりの就労日数が平日(月～金)12日以上かつ勤務時間が1日3時間以上かつ勤務終了時間が午後3時以降である場合
病気療養中	保育が困難であると医師が診断する場合
介護・看護	親族の介護、看護をしており、保育が困難と医師が診断する場合
障がい者等	事実上児童の保育が困難である場合(身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳若しくは療育手帳を所持していること)
就学 (大学校又は 職業訓練校等)	年間を通して、1か月当たりの就学日が平日(月～金)12日以上かつ就学時間が1日3時間以上かつ就学終了時間が午後3時以降である場合
出産	出産予定日を基準として産前8週(多胎妊娠の場合は14週)から産後8週までの間で保育が困難な場合

3 延長利用について

(1) 延長保育とは

午後5時以降も保育が必要な方で、次の要件を満たしている場合、1か月単位で利用することができます。

- ① 児童の保護者が就労又は疾病等の事由により、午後5時以降の保育ができない。
- ② 開室時間中に、遅れることなく児童の保護者等によるお迎えができる。

何度もお迎えが遅れる場合は延長保育の利用許可を取り消す場合があります。

(保護者等とは保護者の他、祖父母、すいたファミリー・サポート・センターや送迎サービスを行っている事業所の方を指します。)

(2) 申請方法

【入室申請と同時に申請する場合】

「令和6年度留守家庭児童育成室及び放課後キッズスクエア入室申請フォーム」より「延長保育の申請をする」に回答してください。

【延長申請のみをする場合】

「令和6年度留守家庭児童育成室の延長保育の新規利用・変更・中止に係る申請フォーム」から、延長保育の利用を開始・変更・中止する月の、前月末までに申請してください。

(3) 注意事項

延長保育を利用する場合、前年度の利用の有無にかかわらず延長保育の新規利用の申請が毎年度必要です。

利用申請をされている場合は、利用状況にかかわらず利用料が発生しますので注意してください。

(必要がなくなった場合は、変更又は中止の手続きをしてください。)

4 利用料の支払いについて（留守家庭児童育成室及び放課後キッズスクエア）

（1）支払方法（口座振替によりお支払いください。）

① 口座振替

- ・振替日は毎月末となります。ただし、月末が土日祝の場合は翌営業日が振替日となります。（令和6年12月分の振替日は、令和7年1月6日となります。）
- ・口座振替依頼書に必要事項を記入、銀行印押印の上、提出してください。
- ・口座振替の場合、領収書及び振替済通知の発行はできません。

【口座振替の対象金融機関】

みずほ銀行	三菱UFJ銀行	三井住友銀行	りそな銀行
京都銀行	関西みらい銀行	池田泉州銀行	紀陽銀行
みなと銀行	ゆうちょ銀行	大阪信用金庫	大阪厚生信用金庫
北おおさか信用金庫	尼崎信用金庫	近畿労働金庫	北大阪農業協同組合

② 納付書払

- ・納期限は毎月末となります。
- ・一年分の納付書を入室決定通知に同封して送付します。（大切に保管してください。）
- ・延長保育の取りやめ等で年度途中で納付金額が変わる場合は、新たな納付書を送付します。

（2）注意事項

- ・利用料を滞納している場合は入室できません。（過去の滞納分の納入が確認できない場合、その世帯の児童の入室の許可はしません。）
- ・利用料が未納で督促後、1か月を経過しても納付がなかった場合、入室許可を取り消す場合があります。

5 入室申請の受付について

（1）一般受付（一斉受付期間後の申請）について

受付期間：令和5年12月1日（金）～ 随時

申請方法：オンライン手続（電子申請）による受付

- ① FAX、メールによる受付は行っておりません。
- ② 育成室の入室希望日時時点で、定員に空きがあれば入室することができます。一般受付期間での申請は、申請を受付した順で案内します。
- ③ 年度途中で入室を申請する場合、入室までに1～2週間かかります。（ただし、配慮を要する児童については受入態勢等を整えるため、数か月を要する場合があります。）

（2）注意事項

- ① 保育料、延長保育料、キッズスクエア利用料、おやつ代を滞納されている方は、入室できません。
- ② 保護者が育児休業期間中は、入室できません。
- ③ 求職活動を要件とした申請は、受付できません。
- ④ 申請時点で就労や就学をしていない場合でも、今後就労等の予定が分かる証明書（内定証明書）の提出があれば、申請を受け付けます。ただし、留守家庭児童育成室及び放課後キッズスクエアの利用開始は就業開始日以降となります。また、就業後に再度勤務証明書を提出いただく必要があります。

6 必要書類について

(1) 保育を必要とする事由を証明する書類【必ず提出】（保育幼稚園室提出用の写しでも可）

- ・保護者全員についての証明が必要（なお、きょうだいで申請する場合、保護者1人につき1部で可）

事由	必要書類	備考
就労 （自営含む）	・勤務（内定）証明書（※1） ※国の標準様式（簡易版）でも可	所定の様式に勤務先事業所が記入
病気療養中	・診断書（※1）	所定の様式に担当医師が記入
介護・看護	・診断書（※1）	所定の様式に担当医師が記入
障がい者等	・障害者手帳・療育手帳	氏名及び等級が記載されたページ
就学 （大学校又は 職業訓練校等）	・就学（在学）証明書（※1）又は 合格通知書 ・授業時間割	在学していることと就学時間が分かる書類
出産	・母子健康手帳	保護者氏名及び出産予定日が分かるもの

（※1）「入室希望日から遡り6か月以内のもの」に限ります。

（※2）提出書類については、写真やPDF等のデータを電子申請フォームの最後のページに添付して提出してください。

(2) 口座振替依頼書【新規入室申請者・新たな口座での口座振替希望者】

- ・口座振替依頼書は複写式の用紙であるためホームページには掲載していません。口座振替を希望される場合は、吹田市放課後子ども育成室（06-6384-1599）まで御連絡ください。
- ・口座振替を希望する場合、**児童1人につき1セット**（金融機関控・市役所控の2枚）
※3枚目のお客様控については、切り取っていただき、各御家庭で保管してください。
- ※同一児童で、前年度と同じ口座での振替を希望する場合（キッズスクエア含む）は、提出の必要はありません。
- ・口座振替開始まで約2か月かかりますので、口座振替開始までは後日送付する納付書でのお支払いをお願いします。
- ・委託育成室のおやつ代については、この口座振替依頼書では徴収しません。詳細は入室決定後に各育成室にお問合せください。

(3) 留守家庭児童育成室及び放課後キッズスクエア利用料減額・免除申請の必要書類【該当者のみ】

- ・必要書類の詳細は次ページの「利用料減額・免除について」を確認してください。

(4) 住居の売買契約書又は賃貸契約書（転居先の校区の育成室への入室を申請する場合）【該当者のみ】

- ・転入、転居の場合は移転先、校区が確定しており、かつ4月当初から入室する場合に限り、申請を受付します。上記書類の契約者の名義、移転先の住所（地番でも可）、引渡日が確認できる箇所の写しを提出してください。
- ※提出書類については、写真やPDF等のデータを電子申請フォームの最後のページに添付して提出してください。

7 利用料減額・免除について（留守家庭児童育成室及び放課後キッズスクエア）

以下の申請理由に該当する世帯は、利用料を減額又は免除しますので、「令和6年度留守家庭児童育成室等利用料減額・免除申請フォーム」より、申請してください。申請に必要な添付書類については、写真やPDF等のデータを電子申請フォームの最後のページに添付してください。

各月の納期限（月末）を過ぎてから申請があった場合、遡っての減額又は免除はできません。

※おやつ代は減額・免除の対象ではありません。

対象世帯	減額・免除の額	申請に必要な添付書類
生活保護世帯	全額	生活保護受給証明書（※1） 【吹田市役所生活福祉室で発行します】
令和5年度市民税非課税世帯	全額	令和5年度市民税課税証明書（令和4年の収入） 【令和5年1月1日時点で住民登録があった市町村の住民税担当課で発行します】
令和5年分所得税非課税世帯	半額	令和5年分の源泉徴収票、確定申告書等（令和5年の収入）

（※1）「入室希望日から遡り6か月以内のもの」に限ります。

8 配慮を要する児童の申請について（留守家庭児童育成室のみ）

（1）配慮を要する児童とは

心身の障がい、発達の課題、医療的ケア等により生活面で配慮を要する児童かつ、育成室内での集団生活が適当と認められ、専門的な療育、訓練等を必要としない支援が必要な児童を対象にしています。

（2）申請方法

新たに配慮を要する児童として申請をする場合、市役所放課後子ども育成室までお越しください。

（前年度から継続して申請をされる場合、お越しいただく必要はありません。）

「令和6年度留守家庭児童育成室及び放課後キッズスクエア入室申請フォーム」内の「配慮を要する児童としての申請」の「する」を選択し、他の項目を入力してください。後日、面談日程の調整をお電話にてさせていただきます。

保護者の方に今までの経過、配慮が必要な理由などをお聞きし、制度についての説明をします。所要時間は30分程度です。母子健康手帳、発達検査結果及び主治医意見書などがあれば持参してください。

（3）注意事項

- ①育成室は集団での生活の中で友達とかかわりながら成長していくことをねらいとしていますので、できるだけ毎日続けて登室できることが望ましいです。
 - ②学校の放課後にデイサービスや訓練等に行ってから育成室に来ることはできません。
 - ③安全上の問題から育成室への送迎を保護者等（祖父母や送迎サービスを行っている事業所を含みます）にお願いしています。春休み、夏休み等学校が休みのときは開室時間以降に、夕方は午後5時までに送迎してください。午後5時にお迎えが間に合わない場合は「延長」の申請が必要です。
- ※1年以上要配慮申請をして入室していた児童に限り、送迎の取りやめの申請を行える運用を令和6年度から試行的に実施しています。
- ④疾病等を有したり、医療的ケアが必要な児童は主治医意見書や医療的ケアに関する書類（放課後子ども育成室の窓口で配布）を求める場合があります。

9 入室申請後の各種手続について

入室申請後に以下の手続をする場合は、各電子申請のフォームから申請してください。

入室申請を取りやめる場合	入室予定日の10日前までに「令和6年度留守家庭児童育成室の退室又は入室申請の取りやめフォーム」から申請してください。	留守家庭児童育成室
	入室予定日の10日前までに「令和6年度放課後キッズスクエアの退室又は入室申請の取りやめフォーム」から申請してください。	放課後キッズスクエア
退室する場合	退室希望日の10日前までに「令和6年度留守家庭児童育成室の退室又は入室申請の取りやめフォーム」から申請してください。	留守家庭児童育成室
	退室希望日の10日前までに「令和6年度放課後キッズスクエアの退室又は入室申請取りやめフォーム」から申請してください。	放課後キッズスクエア
新たに延長保育の利用を申請・変更・中止する場合	変更希望月の前月末までに「令和6年度留守家庭児童育成室の延長保育の新規利用・変更・中止に係る申請フォーム」から申請してください。	留守家庭児童育成室
申請区分・就労状況・世帯状況・住所等を変更する場合 (利用(申請)先の育成室等の変更を伴わない場合)	「就労状況・世帯状況・住所等の変更申請フォーム」から速やかに申請してください。	留守家庭児童育成室 放課後キッズスクエア

※退室・入室申請取りやめ、延長保育利用・変更・中止については、申請がない場合は手続の完了とはならず、利用料が発生しますので、注意してください。

10 勤務(内定)証明書・診断書記入の際の注意事項について

勤務(内定)証明書・診断書の記入を依頼する際、次の注意点を事業主及び担当医師へ説明してください。

(1) 勤務(内定)証明書

- ① 派遣社員の場合は、就労内容がわかる派遣先会社にて証明書を発行してください。
(派遣元で就労内容の詳細がわかる場合は、派遣元での証明でも可とします。)
- ② 支社勤務の場合は、支社の責任者又は本社の代表者を証明(代表)者としてください。
- ③ 勤務時間は定時を記入してください。
- ④ 契約期間に定めのある勤務(派遣・契約・任用等)の方は、更新の都度、証明書の提出が必要です。
- ⑤ 派遣社員の方は、契約期間の記入が必要です。
- ⑥ 内定の状態で証明書を提出される場合は、採用後速やかに勤務証明書を提出してください。

(2) 診断書

- ① 治療見込期間について、「あり」の場合は、期限を必ず記入してください。1年以上の期限が記載されていても、状況確認のために提出が毎年必要です。治療期間が長期にわたり期限を定めることができない場合は、「無期限」にチェックを入れてください。
- ② 保護者が疾病者である親族を介護・看護する場合は、親族の介護・看護をしながら保育ができるか否かを医師の意見等の欄に記入してください。

11 おやつを提供を中止する場合（留守家庭児童育成室のみ）

食物アレルギーなど特別な事情がある場合、おやつを提供を中止することができます。おやつ提供の中止を希望する場合は、放課後子ども育成室までお問い合わせください。

前年度に引き続き、おやつを提供を中止する場合でも、毎年度、おやつ中止申請が必要です。

※原則、食物アレルギーによる理由を除き、おやつを提供を中止することはできません。

12 その他

- ① 小学校の休業日や午前中で授業が終わり給食のない日は、お弁当の持参が必要となります。
- ② 留守家庭児童育成室、放課後キッズスクエアでは保護者相互の連携・親睦を図るために、保護者会が組織され、児童の活動を支援されている場合がありますが、任意団体であることから、**入会は任意**です。

13 よくある質問


◆留守家庭児童育成室の申請について

質問事項	回答
引越しをする予定ですが、申請できますか。	引越し先の校区の育成室等の利用申請をしてください。その場合、住居の売買契約書又は賃貸契約書、若しくは、学務課で発行される指定校変更・区域外就学許可願が必要です。
ひとり親世帯の使用料は減額・免除されますか。	減額・免除対象世帯は、生活保護世帯、市民税又は所得税非課税世帯です。上記に該当しない場合は、減額・免除の対象とはなりません。
夏休み等の長期休業中のみ利用することはできますか。	育成室は、年間を通しての保育を行っております。そのため、夏休み等の長期休業中のみ利用を前提とした申請は受け付けておりません。なお、放課後キッズスクエアは、夏休み等の長期休業中のみ利用でも申請することができます。
支援学級に在籍（予定）ですが、必ず配慮を要する児童の申請をしなければいけませんか。	必ずしも必要というわけではありません。悩んでいる場合は、市役所放課後子ども育成室まで相談してください。
通常学級に在籍（予定）ですが、配慮を要する児童の申請はできますか。	児童の特性によっては配慮が必要な場合があります。悩んでいる場合は、市役所放課後子ども育成室まで相談してください。
吹田市に住んでいますが、支援学校や私立小学校に通っています。申請できますか。	お住まいの小学校区の育成室を利用いただけます。

◆申請書類について

質問事項	回答
きょうだいで申請する場合、勤務（内定）証明書や診断書等の保育を必要とする事由を証明する書類は申請する人数分必要ですか。	同時に申請する場合は、保護者1人につき1部で結構です。
保育幼稚園室に提出した勤務（内定）証明書や診断書は留守家庭児童育成室等の申請にも使用できますか。	留守家庭児童育成室の入室申請基準を満たしていることを確認することができれば、使用できます。
口座振替の用紙がホームページに掲載されていません。どうすればよいですか。	普通紙ではないため、掲載していません。必要な場合は、市役所放課後子ども育成室まで連絡してください。
転居を伴う申請の場合、土地の契約書や重要事項説明書の写しでも申請することはできますか。	できません。住居の契約書の写しを添付して申請してください。
DVや離婚調停中で保護者の就労証明書を用意することができません。	DV被害や離婚調停中であることが分かる書類を添付して申請してください。詳細は、市役所放課後子ども育成室までお問合せください。
保護者が海外赴任や単身赴任している場合も就労証明書は必要ですか。	必要です。

◆放課後キッズスクエアについて

質問事項	回答
放課後キッズスクエアはどのような児童が対象ですか。	留守家庭児童育成室の入室申請基準を満たす4年生が対象です。
放課後キッズスクエアはどのようなところですか。	放課後キッズスクエアでは、児童の活動の「見守り」を行い、児童が安全に活動できるようにサポートします。 放課後キッズスクエアについての説明は、吹田市役所のホームページにも掲載しています。右のQRコードから確認いただけます。 【QRコード】 
おやつを提供はありますか。	提供はありません。一日100円程度以下のものを各家庭で用意していただき、持参していただけます。
年度途中で留守家庭児童育成室に空きが生じた場合、放課後キッズスクエアを利用していても留守家庭児童育成室に案内されますか。	留守家庭児童育成室の入室申請をしている場合は、案内します。

14 吹田市留守家庭児童育成室及び放課後キッズスクエア実施一覧

育成室名称	委託	育成室の電話番号	キッズスクエア実施	育成室名称	委託	育成室の電話番号	キッズスクエア実施
吹 一		6383-0097		片 山		6388-1039	○
吹 二	○	6330-8057		山 一		6875-2991	
吹 三		6382-9273	○	山 二	○	6875-2995	
東		6382-9371		山 三	○	6875-0585	
南		6338-4848	○	山 五		6876-6972	
吹 六	○	6382-0096		東 山 田		6875-2992	○
千 一		6388-1052	○	南 山 田		6875-2990	○
千 二	○	6380-6878		西 山 田	○	6875-2996	
千 三		6330-8035	○	北 山 田	○	6875-2993	
千里新田		6330-8037	長期	千里丘北	○	6876-0081	
佐井寺	○	6387-3934		佐竹台		6833-0323	
東佐井寺	○	6388-1820		高野台		6834-7930	
岸 一		6388-2043		津雲台		6834-7929	
岸 二		6387-6682		古江台		6834-7928	○
豊 一		6330-8043	○	藤白台	○	6833-1051	
豊 二		6330-8021	長期	青山台	○	6834-7927	
江坂大池	○	6330-8019		桃山台	○	6834-6542	
山 手	○	6388-1023		千里たけみ	○	6834-7926	

※委託育成室の事業者についてはホームページで御確認ください。

※放課後キッズスクエアの電話番号については、別途お知らせします。

問合せ先

吹田市教育委員会 地域教育部 放課後子ども育成室

(本庁 低層棟 3階 311番 窓口)

〒564-8550 吹田市泉町1丁目3番40号(阪急吹田駅下車すぐ)

電話：06-6384-1599(直通) FAX：06-6380-6771

メール：houkagokodomo@city.suita.osaka.jp

※FAX、メールによる書類の送付は受け付けていません。